

食料品製造業における 労働災害をなくそう!!

令和7年に群馬労働局管内で発生した休業4日以上の労働災害のうち、製造業は全体の約3割を占めており、そのうち食料品製造業が最も多くなっています。

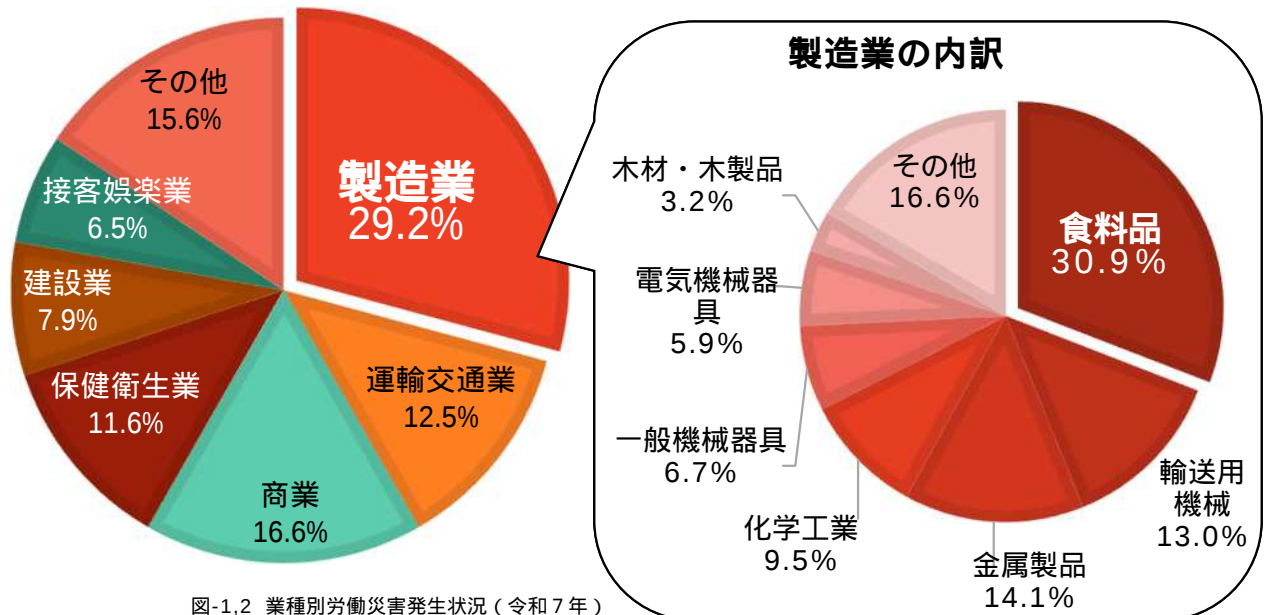


図-1,2 業種別労働災害発生状況（令和7年）

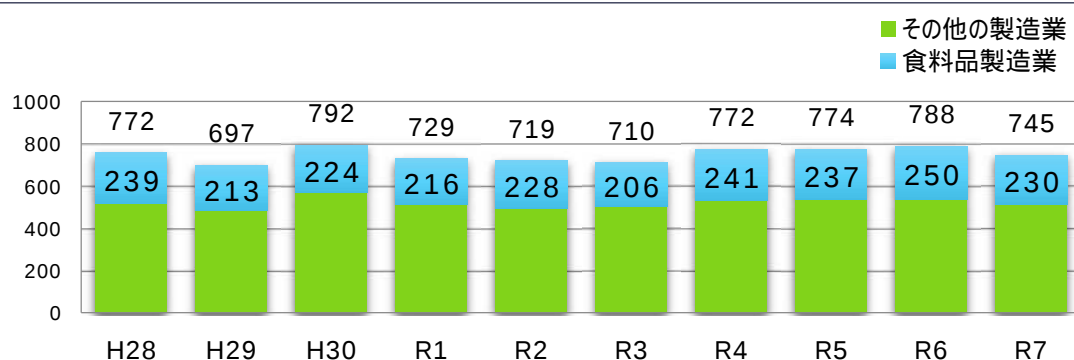


図-3 製造業及び食料品製造業における労働災害発生年別推移



食料品製造業における労働災害を事故の型別で見ると、通路、作業床などでの転倒災害（82人）、食品加工用機械などによるはさまれ・巻き込まれ災害（41人）で過半数を占めています。

事故の型別	転倒	巻き込まれ、はさまれ	はさまれ、こすれ	切られ	無理な動作、動作の反動	触れ、物の接	高温・低温	墜落、転落	飛来、落下	その他	総計
起因物											
食品加工用機械		10	10			1				1	22
その他の一般動力機械（ファン、包装荷造機械等）		7									7
仮設物、建築物、構築物等（通路、作業床等）	74				4			8		2	88
人力機械工具等（包丁などの手工具、台車などの人力運搬車等）		8	9						2	4	23
用具（はしご、パレット等）	1				3			3	1	2	10
その他の装置、設備（タンク、冷凍室等）	1	4				1		1		1	8
動力運搬機（コンベア、フォークリフト等）	1	6			1			3	1	2	14
荷		2			10				3	3	18
その他	5	4	3		2	14			3	9	40
合計	82	41	22		20	16		15	10	24	230

図-4 食料品製造業での事故の型別・起因物別労働災害発生状況（令和7年） 資料：全て労働者死傷病報告

通路の整備や安全行動の徹底により労働災害を防止しましょう

転倒災害防止対策 4 S (整理・整頓・清掃・清潔)の徹底を!

●つまずき対策 ●すべり対策 など

はさまれ・巻き込まれ対策 食品加工用機械の本質安全化を!



平成25年10月1日から、食品加工用機械についての規定を追加した改正「労働安全衛生規則」が施行されました。

食品加工用機械（労働安全衛生規則第130条の2～同条の9）

1. 切断機・切削機の刃部で切断・切削に必要な部分	→ 覆いや囲い等を設置しなければならない
2. 切断機・粉碎機等で原材料を出し入れする場合	→ 運転を停止、又は治工具の使用等の措置を講じなければならない
3. 粉碎機等への転落	→ 覆いや囲い等を設置しなければならない
4. ロール機への巻き込まれ	
5. 成形機・圧縮機での挟まれ	

一般基準（労働安全衛生規則第107条）

1. 機械の掃除・修理・調整等の作業をする場合	→ 機械を停止しなければならない → 運転中の作業が必要なら、覆いの設置や特別な運転モードを設定する
-------------------------	---

安全衛生教育を行いましょ

食料品製造業における労働災害は、図5のとおり、1年以内の未熟練労働者が最も多く、次いで、10年超のベテランとなっています。また、年代別では、図6のとおり、50歳代以上で過半数を占めています。

未熟練労働者は、危険に対する感受性が低く、作業にも不慣れで、自己流の作業となりやすいため、**安全衛生教育を定期的かつ繰り返し実施する必要があります。**

経験年数の短い高齢者の被災も30%を超えています。日常生活で使用しない機械の取扱いなどでは、機械の特徴などを分かりやすく示すなど工夫しましょう。

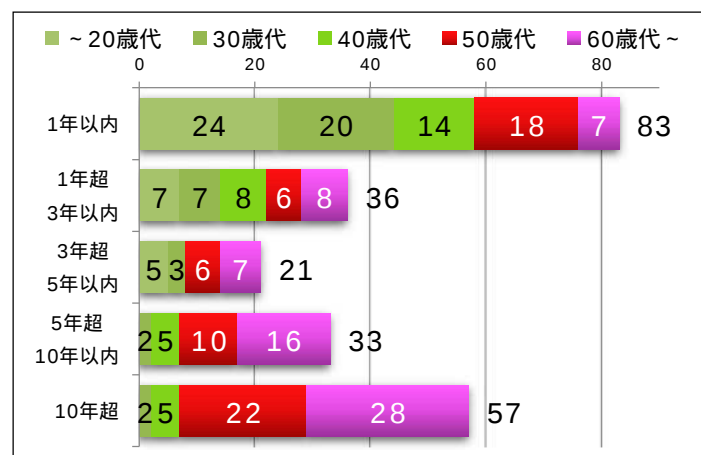


図-5 食料品製造業での経験期間別・年代別労働災害発生状況（令和7年）

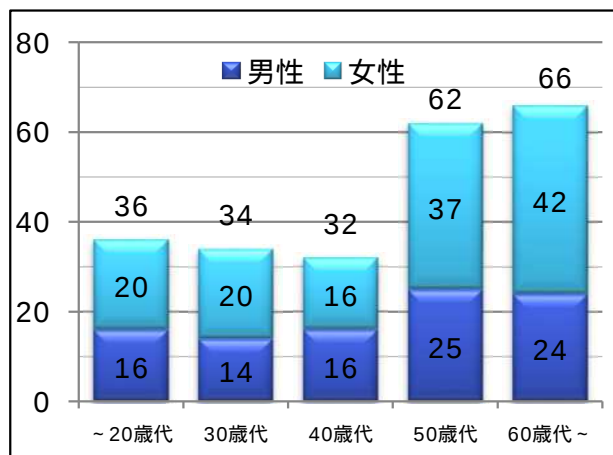


図-6 食料品製造業での性別・年代別労働災害発生状況（令和7年）

リスクアセスメントを実施しましょ

リスクアセスメントとは、危険性や有害性を特定、リスクの見積もり、優先度の設定、リスク低減措置を行うことで、労働災害を未然に防止する手法です。

リスクアセスメントに関する資料や教材はこちら→

URL: https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo01_1.html



（厚生労働省HP）

